



# 宮崎県公報

平成20年9月22日(月曜日) 第2018号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

○漁業の免許……………(水産政策課) 1

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(生活福祉課) 4

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………(商業支援課) 4

○農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(地域農業推進課) 5  
○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(農村整備課) 5  
○特定漁港漁場整備事業計画の変更……………(漁港漁場整備課) 5

### 選挙管理委員会規程

○宮崎県選挙管理委員会規程の形式の左横書きの実施に関する規程…………… 5

### 選挙管理委員会告示

○宮崎県選挙管理委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示…………… 5

## 告示

### 宮崎県告示第707号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、平成20年9月1日付けで別表のとおり漁業の免許をした。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

別表

ア 定置漁業権

公示番号	免許番号	漁業権者		漁業種類及び漁業の名称	免許の内容
		住所	氏名又は名称		
定第1号	同左	延岡市北浦町市振 775番地1	大寿水産有限会社 代表取締役 島津忠雄	定置漁業 ぶり雑魚定置漁業	平成20年宮崎県告示第282号で公示したとおり
定第2号	同左	延岡市北浦町宮野浦 195番地	児島 敏徳	同上	同上
定第3号	同左	延岡市島浦町 681番地	株式会社古谷水産 代表取締役 古谷静男	同上	同上
定第4号	同左	同上	同上	同上	同上
定第5号	同左	延岡市浦城町1181番地	中島 養的	同上	同上
定第6号	同左	延岡市浦城町5番地13	延岡水産開発株式会社 代表取締役 岩切幸久	同上	同上
定第7号	同左	延岡市赤水町 526番地ロ号	赤水漁業合資会社 代表社員 日高保彦	同上	同上
定第8号	同左	日向市大字細島 974番地1	有限会社神代丸水産 代表取締役 是澤喜幸	同上	同上

定第 9 号	同左	南那珂郡南郷町大字中村乙4614番地	有限会社新堀水産 代表取締役 元浦亮	同上	同上
定第10号	同左	南那珂郡南郷町大字贅波3263-1	有限会社東水産 代表取締役 東正則	同上	同上
定第11号	同左	串間市大字大納 229番地 2	山下 健一 外30名	同上	同上

## イ 区画漁業権

公示番号	免許番号	漁業権者		漁業種類及び 漁業の名称	免許の内容
		住所	氏名又は名称		
区第 1 号	同左	延岡市北浦町市振 541番地の 4	北浦漁業協同組合 代表理事組合長 中西功	第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業	平成20年宮崎県告示 第 282号で公示した とおり
区第 2 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第 3 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第 4 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第 5 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第 6 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第 7 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第 8 号	同左	延岡市島浦町 874番地 1	島浦町漁業協同組合 代表理事組合長 古谷哲啓	同上	同上
区第 9 号	同左	同上	同上	同上	同上
区第10号	同左	同上	同上	同上	同上
区第11号	同左	同上	同上	同上	同上
区第12号	同左	同上	同上	同上	同上
区第13号	同左	同上	同上	同上	同上
区第14号	同左	同上	同上	同上	同上
区第15号	同左	同上	同上	同上	同上
区第16号	同左	延岡市土々呂町 3 丁目4040番地	延岡市漁業協同組合 代表理事組合長 日野政利	同上	同上
区第17- 1号	同左	同上	同上	同上	同上
区第17- 2号	同左	同上	同上	第 1 種区画漁業 あわび垂下式養殖業	同上

区第18号	同左	同上	同上	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業	同上
区第19号	同左	同上	同上	同上	同上
区第20号	同左	同上	同上	同上	同上
区第21号	同左	同上	同上	同上	同上
区第22号	同左	同上	同上	第1種区画漁業 ほや垂下式養殖業	同上
区第23号	同左	延岡市浦城町 134番地	浦城真珠有限会社 代表取締役 中村年男	第1種区画漁業 真珠養殖業	同上
区第24-1号	同左	延岡市土々呂町3丁目4040番地	延岡市漁業協同組合 代表理事組合長 日野政利	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業	同上
区第24-2号	同左	同上	同上	第1種区画漁業 ほや垂下式養殖業	同上
区第25号	同左	同上	同上	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業	同上
区第26-1号	同左	同上	同上	同上	同上
区第26-2号	同左	同上	同上	第1種区画漁業 あわび垂下式養殖業	同上
区第27号	同左	延岡市浦城町 8 番地	藤堂真珠有限会社 代表取締役 藤堂徳夫	第1種区画漁業 真珠養殖業	同上
区第28号	同左	延岡市土々呂町3丁目4040番地	延岡市漁業協同組合 代表理事組合長 日野政利	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業	同上
区第29号	同左	延岡市浦城町 134番地	浦城真珠有限会社 代表取締役 中村年男	第1種区画漁業 真珠養殖業	同上
区第30号	同左	延岡市土々呂町3丁目4040番地	延岡市漁業協同組合 代表理事組合長 日野政利	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業	同上
区第31号	同左	同上	同上	同上	同上
区第32号	同左	同上	同上	同上	同上
区第33号	同左	同上	同上	同上	同上
区第34号	同左	同上	同上	同上	同上
区第35号	同左	東臼杵郡門川町庵川西 6 丁目 1 88番地	庵川漁業協同組合外 1 組合 代表理事組合長 岩田一廣	同上	同上

区第36号	同左	同上	同上	同上	同上
区第37号	同左	同上	同上	同上	同上
区第38号	同左	同上	同上	同上	同上
区第39号	同左	同上	同上	同上	同上
区第40号	同左	同上	同上	同上	同上
区第41号	同左	日向市大字細島 852番地 3	日向市漁業協同組合 代表理事組合長 是澤善幸	同上	同上
区第42号	同左	串間市大字西方 15071番地 128	串間市漁業協同組合 代表理事組合長 隈本喜八郎	同上	同上
区第43号	同左	同上	同上	同上	同上

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年8月13日	特定非営利活動法人 かどがわ・ざわざわ会	森 誠一	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	この法人は、誰もが安心して暮せる地域社会を実現するために、地域福祉活動を行い、もって地域の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クラスター高鍋  
児湯郡高鍋町大字北高鍋1366-6 外
- 2 意見の概要  
特にありません。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年9月22日から平成20年10月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店  
児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑5036 外
- 2 意見の概要  
特にありません。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年9月22日から平成20年10月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
高鍋ショッピングセンター  
児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前2100番地の31 外

- 2 意見の概要  
特にありません。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年9月22日から平成20年10月22日まで

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、社団法人尾鈴農業公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 承認年月日  
平成20年8月26日
- 2 承認に係る農地保有合理化事業の種類  
法第4条第2項第1号及び第4号に掲げる事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から平成20年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成20年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、当該特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年9月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称  
特定漁港漁場整備事業計画（島野浦地区）
- 2 縦覧場所  
宮崎県農政水産部漁港漁場整備課

### 選挙管理委員会規程

宮崎県選挙管理委員会規程の形式の左横書きの実施に関する規程をここに公表する。

平成二十年九月二十二日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 一

#### 宮崎県選挙管理委員会規程第一号

宮崎県選挙管理委員会規程の形式の左横書きの実施に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている規程

(以下「既存規程」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。

1-1 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存規程における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規程中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
1-1 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
1-2 漢数字（次に掲げるものを除く。） ア 熟語の一部として用いられているもの イ 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、二けたごとにコンマによって区切ることも、小数点を表す中点はトリオドに改めるものとする。）
四 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
五 上覧	左欄
六 下欄	右欄
七 促音に用いる「っ」	「っ」

2 前項の表一の項及び四の項から七の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと思われるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成二十年十一月一日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年九月二十二日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 一

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第二十七号

宮崎県選挙管理委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている縦書きの形式をとっている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

る。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を除く。) 区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記

示すために用いられているものに限る。)

十一 上覧	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「っ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前三項の規定によることが適当でないと思われるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。